第1回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

1 日 時 令和7年9月25日(木)午後2時55分~

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 2階共用会議室D

3 出席者 公益代表委員 佐藤吾郎

長谷川 珠 子

労働者代表委員 国友雅彦

西 﨑 知 佳

山本浩二

使用者代表委員 上 田 哲 也

菊山章弘

鶴 海 元

事務局 労働基準部長 政 木 隆 一

賃金室長 黒田和美

賃金指導官 中本弘一 監察監督官 諏訪雅浩

監察監督官諏訪雅浩労災補償監察官木村弘之

4 議事

中本指導官

ただ今から、第1回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門 部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはございません でした。

今年度第1回目の専門部会であり、部会長が選任されるまで の間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は公益委員の 片山委員が欠席でございますが、他の委員8名が出席されてお られますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数であ る3分の2以上又は公労使各委員の3分の1以上の出席の条件 を満たしていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

- 1 特定最低賃金専門部会部会長・部会長代理の選任について
- 2 特定最低賃金専門部会の運営について
- 3 資料説明について
- 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 5 今後の審議日程について
- 6 その他

でございます。

本日は令和7年度1回目の専門部会になりますので、冒頭、 政木労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

政木部長

本日はお忙しいところご参集いただき、ありがとうございます。

ご案内のとおり先月岡山県最低賃金が、過去最大の65円引き上げ、1,047円で結審されました。年々最低賃金の引上げ額が大きくなってきており、それに合わせて特定最賃の議論も難しくなってきているところです。

特定最賃は労使のイニシアティブにより決定するものですので、 できる限り全会一致を目指しご議論いただければと思います。

今後何度かご足労いただくことになろうかと思いますが、どう ぞよろしくお願いいたします。

中本指導官

それでは、賃金室長、よろしくお願いします。

黒田室長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「(1) 部会長・部会長代理の選任」ですが、 部会長及び部会長代理は最低賃金法において公益委員の中から 選出することとされております。これまでの慣例により、各専 門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補者を選んでいただ いておりますので、私から発表させていただきます。

部会長は佐藤委員、部会長代理は長谷川委員です。 御了承いただけますでしょうか。

(同意する声)

黒田室長

御了承いただき、ありがとうございます。

それでは以降の議事につきましては、佐藤部会長にお願いい たします。

佐藤部会長

部会長を仰せつかりました佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度に引き続き、 改正決定の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。 特賃の専門部会は、労使のイニシアティブにより丁寧かつ効率 的な審議を進めることが必要かと考えますので、各委員の皆様 の御理解、御協力をお願いします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告 をお願いします。

黒田室長

他部会の状況を報告させていただきます。現在まで、鉄鋼業、耐火物製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業の3部会が「必要性あり」で結審しております。その他の部会は今後開催予定となっております。

佐藤部会長

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。 特定最低賃金専門部会運営規程第6条によりますと、「部会長 及び部会長が指名した部会委員2人が署名する。」とされていま すので、部会長である私と、労側は西崎委員、使側は鶴海委員 にそれぞれお願いしたいと思います。

本日の大まかな予定をご説明いたします。

まず付議事項(2)につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明をしていただきます。

続いて、付議事項「(3)資料説明について」も事務局からお願いします。

その後に、付議事項「(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の 有無について」審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の 必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。

(3)の資料説明の後、労使委員それぞれの打合せ時間を取りたいと思います。その後、全体会議を再開し、労使それぞれ5分程度でご発言いただくという予定ですので、ご協力よろしくお願いします。

では、付議事項「(2) 岡山県特定最低賃金専門部会の運営について」、事務局から説明をお願いします。

黒田室長

それでは、資料No.2をご確認ください。

今年度の7業種の改正決定につきましては、7月11日の本審で改正決定の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。この諮問文が資料No.2-①となります。

その後、8月4日の本審で特賃の必要性の有無については、各部会で審議を行うこととなったため、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」という趣旨のことを加えて、再度諮問を行いました。これが資料No.2-②の諮問文となります。

必要性の審議において、全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく3週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することになります。御留意いただきたいことが2点ございます。

1点目は、必要性ありとする場合、改定する特賃の最低賃金額は、 現在の一般機械器具製造業の特定最低賃金額1,054円に対し、有額 とすることが必要となります。

2点目は、金額審議では、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、6月18日に労働者側委員から提出された「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となりますので御留意ください。

なお、必要性について、全会一致とならなかった部会は、後日本 審に報告し、審議終了となります。

また、必要性審議及び金額審議ともに、専門部会で「全会一致」 で結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用することで、本 審を開催せず、専門部会の決議を本審の決議とすることが合意されています。

それから、資料No.9を御覧ください。こちらは、「令和6年度特質審議経過及び結果一覧表」となっておりますので審議の参考としていただければと思います。

佐藤部会長

ただいまの事務局の説明について、委員の皆さん、いかがで しょうか。

(特になし)

佐藤部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも審議会令第6条第5項を適用すること、必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること、金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うことといたします。

佐藤部会長

次に付議事項(3)の資料の説明について、事務局からお願いします。

黒田室長

資料No.3から説明させていただきます。

こちらは、日本銀行岡山支店が本年9月4日に発表した「岡山県金融経済月報」です。概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復を続けている。」とあり、最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けつつ、底堅く推移している。」、「設備投資は、非製造業を中心に増加している。」、「住宅投資は、弱めの動きとなっている。」、「公共投資は、緩やかに増加している。」とあります。

2ページの(2)生産については、「県内製造業の生産は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響を受けつつも、輸送用機械の回復等から持ち直している。」とされています。

資料No.4は、令和7年7月29日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。表紙を捲って1ページをご確認ください。

総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある。」と されています。これは、前回7年4月と同様の判断です。

各項目の判断の欄を見ますと、本年4月と比較し「個人消費」、「生産活動」、「雇用情勢」、「設備投資」は横ばい、「企業収益」、「企業の景況感」、「輸出」は下向き、「住宅建設」のみ上向きの

状況です。

また、【先行き】については、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある。」としています。

次ページの2.各論のうち、「■個人消費」は、「緩やかに回復しつつある」とあります。また、「■生産活動」は、「緩やかに持ち直しつつある」とあります。この中で、汎用・生産用・業務用機械は、堅調な需要が続いている。」とされています。

3ページの「■雇用情勢」においては、「緩やかに改善しつつある」とされ、「新規求人数が前年を上回り、有効求人倍率は緩やかに上昇している。」とあります。

「■設備投資」では、「7年度は前年度を上回る見込み」とあり、また、「■企業の景況感」においては、企業の景況判断BSIは「下降超に転じている。」とあり、「翌期は「上昇」超に転じる見通し。」とあります。

次ページ以降、本報告の資料編となっております。

資料編の3ページに「生産活動」がグラフ化されており(2)主要産業別生産指数(季節調整済)を見ますと、汎用・生産用・業務用機械は、オレンジ色の点線となっており、直近では令和7年3月から4月にかけては上向き、4月~5月は下向きとなっています。

資料No.5は、岡山県総合政策局が発表した、令和7年7月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。9月22日発表のものとなります。表紙の見出しとしては、「生産指数は94.9となり、3か月連続の低下」とあります。

1ページの概況の中では、低下業種は12業種とされており、そのうちの一つとして汎用・生産用・業務用機械工業が挙げられております。

同ページの項目2には、「上昇・低下に寄与した主な業種」が掲載されており、汎用・生産用・業務用機械工業は、(1)生産と(2)出荷、(3)在庫のそれぞれへ前月比と寄与度の数字が計上されております。

ページを捲っていただき、3ページをご確認ください。

3ページには、「生産の業種別動向」として、主要業種別に「生産・出荷・在庫」の動向がグラフ化されており、上から二段目に汎用・生産用・業務用機械工業があります。また、5ページ以降、

「業種分類生産指数」、「特掲業種分類生産指数」があります。数値 の前にアルファベット小文字の「r」が付されているものは、速報 値が後から訂正されたものとなります。

資料No.6は、岡山労働局職業安定課が8月29日に発表した「雇用情勢」です。

7月の岡山県内の有効求人倍率は 1.40 倍となり、前月と比べ 0.03 ポイント低下しています。

少しページを捲っていただきまして、10 ページをご確認くだ さい。

「産業別・規模別新規求人状況」があります。 E製造業を見ますと、7月は前年同月比-3.4%、下段の(25) はん用機械器具+26.8%、(26) 生産用機械器具-33.0%、(27) 業務用機械器具+40.0%となっています。

資料No.3~資料No.6の説明は、以上です。

中本指導官

それでは、私から、一般機械器具製造業における最低賃金基 礎調査結果について、説明いたします。

ご説明いたします基礎調査の資料は、資料No.7となります。 お手元の資料をご覧ください。

1ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、 特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的としま して、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態 を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、こちらに記載してあります「一般機械器具製造業」の業種を対象としております。

調査事業所については、100人未満の事業所を対象としております。30人未満の事業所は全労働者を、30人から99人の事業所は労働者の2分の1を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される18歳未満、65歳以上の労働者「等」は除いております。

調査対象となる賃金は、令和7年6月分の所定内賃金となっております。基本給の他、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は81社、集計調査労働

者数は 1,314 人、この調査結果を元にして復元した母集団労働者数は 3,912 人となっております。

以上が基礎調査の概要です。それでは、最低賃金基礎調査の 結果についてご説明いたします。

次の2ページをご覧ください。Ⅱ「現行最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率男性3.9%、女性15.9%、男女合計で6.4%となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

Ⅲの特性値一覧表ですが、月平均賃金額 270,380 円、時間当たり平均賃金額 1,633 円、第 1・20 分位数 1,025 円、第 1・10 分位数 1,099 円、第 1・4 分位数 1,261 円、中位数 1,524 円となっており、カッコ内が前年度の数字となっています。

分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20 等分、10 等分、4 等分のように等分したときにその最初の境界に位置する 数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、3ページ以降の総括表についてご説明します。

総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。この表を基にして、 先ほどの未満率や特性値を集計します。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

3ページの下から 2番目にある「1,066 円」の階級を見ていただくと、累積で「283 人」の労働者がおり、その 1 つ上の

「1,065円」の階級を見ていただくと、累積で「276人」の労働者がおりますので、結局、「1,066円」の階級には「7人」が属しているということが読み取れるということになります。

 $3 \sim 8$ ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、 $9 \sim 14$ ページには男女別・年齢別に区分した集計となっています。

賃金階層につきましては、特定最低賃金額より 10 円低い「1,044円」からプラス 110 円の「1,154円」までが 1 円刻みとなっており、それ以降は 10 円刻み、100 円刻みとなっております。

15ページをご覧ください。このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を10円と100円刻みにしてグラフ化したものです。

17ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えば50円引き上げて「1,104円」とすると、10.92%の影響率となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料No.8「岡山県最低賃金と特定最低賃金との 比較」をご覧ください。

こちらは、県最低賃金を100とした場合の特定最低賃金の比率を、平成26年度から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。

令和6年度の一般機械器具製造業の特定最賃は「1,054円」で「107.3%」となっております。

また、その次のページの表は、一般機械器具製造業最低賃金 と県最低賃金の引き上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっています。

資料の説明は以上となります。

佐藤部会長

ただ今の資料説明に対して、何か質問等はございますでしょ うか。

労働者側委員

よろしいでしょうか。

特定最賃に関わる云々ではないかもしれないですが、先ほどの資料No.7の賃金調査のところで、現行額1,054円未満の方が男女でいくらかいらっしゃるという説明がありましたが、18歳、65歳など最賃を割っているということは、これ以外にも一般機械で適用除外という項目があるので、その人なのかどうか、当局として確認しているのかどうか、調査されているんでしょうか。

中本指導官

統計法上、直接未満事業場を特定することはできません。ただ し、他業種を含め未満率自体については私どもも注視していると ころです。

労働者側委員

よろしくお願いします。

使用者側委員

資料No.7の項目6の集計ですが、集計調査事業所数が81社となっていますが、岡山県で何社くらい、何人くらい居て、そのうちのいくらというのはわかるんでしょうか。

中本指導官

お手元の最低賃金決定要覧 107 ページにありますが、158 社、 適用労働者は 5,380 人となっております。

使用者側委員

調査結果とすれば、数としてあまり来ていないということですね。

中本指導官 全社にお送りしているわけではありません。

黒田室長 調査対象は 100 人未満の会社になりますので、そこの会社に対 してお送りしています。

使用者側委員 ですから、100 人未満の会社は何社あるんですか、ということ なんです。

何%くらいの会社から回答があったのか。30 人以上、100 人未満の会社が何社あるのかというのはわからないということなんですね。事業所とすれば158 社、5,380 人いるけれども、ということなんですね、

黒田室長 調査の回収率等確認すれば、数はでると思いますが、今すぐは 手元に数字を持ち合わせていません。後ほどということでよろし いでしょうか。

使用者側委員 毎年、この数字は出てきた会社の数しかわからないので、100% の回答率なのか、10%の回答率なのか、私たちにはわからないと ころなんです。そこを教えてもらいたいということです。

中本指導官 承知しました。

黒田室長 確認して後日ということで、宿題とさせて下さい。

使用者側委員 先ほど労側委員も言われましたが、未満率のことで、最賃未満 にならないようにしていると思いますが、こういう数字が出てく ると気にはなるところです。何らかの対応ができたらと思います。

労働者側委員 今回 81 社から来てるんですよね。100 人未満の会社が何社あって、そのうち 81 社から回答がありましたということなんですが、100 人未満の会社、企業が何社くらいあるのか知りたいところです。

使用者側委員そこを先ほどお話したところです。

黒田室長 改めて報告させていただきます。

佐藤部会長 その他、質問等よろしいでしょうか それでは、ただ今から労使の打合せをお願いしたいと思いま す。15 分程度を考えておりますので、再開につきましては 15 時 40 分からとします。委員の皆さんよろしくお願いします。

黒田室長

事務局でご案内いたします。

(労使それぞれ別室にて打合せ) (打合せ後、労使委員入室)

佐藤部会長

では、全体会議を再開いたします。

付議事項に入る前に、先ほど質問のありましたことについて、 事務局から報告していただきます。

中本指導官

先ほど、ご質問のあった件ですが、一般機械器具製造業につきましては、145 社に調査票をお送りしてまして、回収が81 社ということでございます。回収率55.9%となります。

佐藤部会長

ありがとうございました。

それでは、付議事項「(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」審議に入ることにします。

まず、労使各側から特定最低賃金改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ5分程度での発言に御協力いただくようお願いします。お聞きする順番は最初に労働者側委員、その後使用者側委員にお願いします。

それでは、労側の代表の方にお願いします。

労働者側委員

今年度も専門部会を設置いただきありがとうございます。ぜひ、 労使のイニシアティブによって、しっかり議論ができればと思っ ております。

汎用機械、一般機械を取り巻く状況は 毎年同じことになるんですが、需要環境は諸事情、電力、その他物価高などありまして、企業的に厳しい状況にあるということは認識していますが、働いている労働者も物価高に苦しんでいる状況も、一般機械に限らずあると思っています。

汎用機械の最低賃金は、他の産業に比べても地域別最賃に対する優位性を保ってはいるものの、年々縮小傾向にあります。汎用機械だけの問題ではありませんが、地域の問題として、岡山県から離れていく若者、労働者数も年々増えており、県内の人口が減ってきている状況にあるかともみています。そこに歯止めをかけるためにも、魅力ある産業、企業を作っていかなければならない

と考えています。汎用機械産業のなかで、岡山県の特色ある産業 に育てていくということも重要ではないかと思っています。

地域別最低賃金から優位性を持つということについても、特殊な技術、職場環境が非常に過酷という部分もありますので、これを踏まえて地賃よりも一定程度優位的な賃金が必要ではないかと考えています。

労働者側委員

私たちの業界においては、昨今は国内需要の伸び悩み、海外ではトランプ政権の通商政策問題で、企業としては非常に厳しい環境になっています。そのなかでも利益確保に向けて各企業、労働者が全員で取り組んでいるところです。

また、定年退職者の補充においても、新規採用等なかなか人が 集まらないということも聞いています。若者の製造業離れという か、人員確保するのに苦労しているという情報も聞いています。 そうした中で、企業として、製造業として優位性を確保するため に、今春闘ではきちんと要求を堅持しながら取組をすすめ、一定 の賃上げを確保できましたが、引き続きしっかり取り組みを進め ていくことによって、一般機械製造業の魅力をだしながら、処遇 改善によるモチベーション維持、向上が重要と考えています。

佐藤部会長

ありがとうございます。

それでは、使側の代表の方にお願いいたします。

使用者側委員

使側としては、これだけ県最賃が大幅に上がるということが今年はありました。考え方によっては、特定最賃の役割自体はもう終わったのではないかという風に理解しています。ですから、賃金の改正、必要性はないとは言いませんが、あえてここで賃金をいくらにするとか、労働局とか、国で決める必要はないんじゃないかと考えています。

中小・零細企業では特に価格転嫁とか賃上げが大変厳しいところにあります。一般機械として優位性を出すためにはある面では、各企業の努力によって判断をしていくべきではないかと考えています。ですから使側とすれば必要性はなしという考え方をしています。

佐藤部会長

ありがとうございました。

双方からご発言をいただきました。質疑等ございますでしょうか。

労働者側委員

先ほどの使側委員の発言も、一定理解はしているつもりであります。ただ、ここに来ている我々は組織された者で労働組合があって、労使交渉で毎年賃上げを議論する、色々状況はあっても、企業も頑張っていただいて賃上げがある、ベースアップがあるということもあります。ただ特定最賃の必要性は、組織化されていない労働者は、社長と個別に直接賃金上げてくださいという交渉は難しいと思います。そういうことを言うと、来なくていいと言われることもあります。声がなかなか出せない、声をあげられない人たちのためにも国なりとして、一定賃金の水準を上げていくことが必要なのではないかと考える部分です。組織されていない労働者のこと、労働組合の運動の一環として主張してやっていきたいと考えています。

昨年も同じこと言ったと思いますが、人件費が上がると製品単価が上がる、これ以上高い値段、単価を上げてくれと言うと、得意先からは他に頼むということもあろうかと思います。ここ数年来、下請法の改正なり、価値を認める社会、価格転嫁をきちんと話をしましょうということが国主導でやっていただいていますので、このことも活用しながら、あるべき賃金、そこで働く人の賃金水準はいくらなのかということを議論していく必要があるのではないかと思っています。特定最賃として一定額、水準を上げていかないといけないということです。同じ仕事をしているのに格差があるのはいかがなものかと考えています。

使用者側委員

確かに諸物価は上がってきて、厳しいということは理解しているんです。賃金をこのまま据え置けという意味ではないんです。 それはあくまで各企業が考える時期に来ているのではないかと理解しているんです。

今、県最賃1,047円、機械の特定最賃は1,054円であり、7円の差になっています。ここまでくるとあとは企業が自分の会社に来てほしいのであれば県最賃で来てくれるかというとそうではないんです。もっともっと上の金額でないと来てくれないという状況にあるんです。それはそれで、やっていただければいいんです。反対に中小・零細企業はそこまで上げることができない状況にあります。自分の会社の状況を見ながら、考えてやっていかないといけないのではないかということです。いつまでも国とか労働局から出た数字を下回ってはいけないからということでやる時代は終わったのではないかというのが本音です。今回、トランプ関税で15%で収まったと自動車関係は言っていますが、もともとは2.5%ですから。2.5%が15%になって、これを誰が負担するんですかということな

んです。税金だから相手が負担すればいいでしょというわけにはいかないんです。こちらに降って返ってくる、その場合どこが見るんですか。1次ですか、2次ですか、3次ですか、下へ下へ降りてくるんです。その厳しさは中小零細にはあるんです。実際に材料費は上げてくれても、人件費まではみてくれません。それは企業努力でしょう、生産性を上げてどうにかして下さい。それしかないんです。そういう状況にあるのであれば、ある程度は各企業に任せるということも必要になってくるのではないかと思います。上げるなという意味ではないんです。給料は上げるな、据え置きだという意味ではないんです。各企業がある程度自由にしていってもいいのではないかというのが意見です。

労働者側委員

企業で作る製品の付加価値を上げていただく、生産性をあげる ことと同じですが、そこは努力は当然やっていると思うんですが、 そこはきちんとした適正価格のなかで取引ができるような状況が これまではなかったのが、ようやくできるようになってきたかな と思うんです。そこについては、人件費まできちんと価格転嫁に 反映しなさいという指導というか、指針も出ているかと思うんで す。全部こっちが被る、こっちというのは企業が被るんではなく て、必要なものは必要であると、はっきり主張していただけるよ うな企業にもなっていただきたいという思いも正直あるんです。 我々の組織も数年前から言い続けて、ようやくここ数年ある程度 実現するところまできたということなんですが、日本経済のなか で、なかなかはっきり主張して商売をする、取引をするというこ とにはまだなっていないということは重々理解してるんです。当 然、特定最賃が上がれば、その企業だけその賃金でということで はなく、条件は全部同じになってくるんです。その部分では価格 を抑えてくれとかいう、一点に絞られた交渉にはならないんじゃ ないかと思っているんですが。来月からも物価が上がるという話 にもなっています。企業状況も厳しいというのは大いに理解はでき るんですが、そこで働く人もやっぱり物価が高い物を、来月にな ったら少し高くなったものを購入して生活していかなければいけ ないという部分もあるかと思います。そういう人たちも、せめて 今の現状の生活を維持できるという水準のところまで、特定最賃 を少しでも上げて、産業の魅力を上げ、産業に人が入ってくれる ような業界にしなければいけないと思っています。そこで働く人、 仕事してよかったな、安心して働けるな、暮らせるな、という企 業にもしていく必要があるんじゃないかと考えています。

使用者側委員

上げるなとか、下げろということは一切言っていない、それは企業が考えればいいでしょということなんです。この会社をもっと発展させてやっていきたいというのであれば、人が来る賃金に上げなければならないんです。そこまで上げればいいんです。そこまで上げて仕事ができるかどうかということはあります。それを頭から国や労働局が賃金を決めてやる必要はないんじゃないかということなんです。賃金を上げるなとは言ってはいません。それは企業に任せればいいことなんです。各種商品小売業がそうですが、県最賃になっていますよね。一時期、イオンさんが出来る頃にはアルバイトの賃金も結構上がりました。イオンさんが多くの人を雇用するから、人がいなくなるから賃金が上がるということなんです。それと同じことです。そういう風に任せていいんではないですかということです。

以前本審の時にも話がありましたが、ここまで賃金上げました。 国としての施策は出てきているのかなということです。早く出してもらわないと、岡山県は12月1日から最賃が上がるんです。企業に対してそれまでに何をすればいいのか、施策も何も出てきていないんです。一生懸命上げた県は優遇しますと国は言うけど、何をしてくれるのか、まだ見えてきていないんです。そんななかにあって、国や県に対して、上げた給料を見てくれればいいけど、そうはしてくれないんです。そうであれば、ある程度自由に任せてくれればいいんじゃないというのが、今日の時点での使側の意見です。

労働者側委員

おっしゃるとおり、上げられるところは上げてくれたらいいんです。そのことを、とやかく問題にするということではないんです。

使用者側委員

今、県最賃と7円違いですが、1,054円のところが、他の業種や他の企業が1,080円とか1,100円としたときに、一般機械が低いから社員が来なくなったとか、そういう言い方をするけれども、入るときにはいくらもらう、いくら支給しますという話があるんだから、低いところに行く必要はないんです。

労働者側委員 入る人もそうですが、人の確保というのも難しいんじゃないですか。

使用者側委員 それこそ、その企業の考え方次第です。どうしても欲しいんで あれば、もっと上げないといけない、1,300 円必要かもしれませ ん。それでも来ないかもしれません。上げるなということではないんです。それを必要性なしと言うべきなのかどうかはわかりませんが。

労働者側委員

その必要性なしというべきかどうか、というところだと思うんですが、今の一般機械の特定としての位置づけが 1,054 円、これは前の 982 円の段階でのものです。今は地賃が上がってきたから 1,047 円との 7 円差になっているんですが、今年物価が上がってきて、地賃の審議の過程でその上昇率とかを見て、地賃はそれだけ上げてきたなかで、一般機械が今年、1 円も上がらないのかという部分と、先ほど来からある一般企業としての産業の特徴、特殊な技術や現場の過酷さ等、企業の色々な特徴があるなかで、優位性という部分がこれまで確保されてきました。1,054 円から全く上げる必要性はないのか、というところになってくるのかと思っています。

使用者側委員

それは各企業が決めればいいことです。ここで 1,100 円にしなければいけないとか、そういうことを決める必要はないんじゃないですか。

労働者側委員

最低部分のところをどこまでにするのかということが、今までしてきたこの特定の審議の部分です、これが今、その役目を終えたかどうかという部分は、労側としては思っていない、必要はあると思っています。その主張はします。先ほど、小売りはそういう状況に去年なってしまったという部分は、小売りの産業の特徴が、やはり最低賃金、県最賃に近いところで働いている人たちが多いなかで、審議の上、地賃に委ねようという結論になっている部分があります。それが他に6業種あり、すでに3業種が必要性ありとしているなかで、一般機械がその役目を終えて、必要性がないと言えるのかどうかというところなんだろうと思います。労側としては必要性はあると考えている部分で、それを踏まえた上で、どこまでするかという話になると思います。役目を終えたという部分が、本当にそうしてしまうのかというのは違うと考えています。

使用者側委員

役目を終えたという言い方がおかしいのであれば、もうある程度、このあたりの水準に来たんだから、各企業にお任せすればいいんじゃないですか、ということです。1,054円が基準なんだからと言うんじゃなくて、各企業、人が欲しければたくさん支給し

て下さい。仮に新規に入社する人であれば、見極めてもらって、 どこに行くか決めて下さい。そういう時代じゃないですか、と思っています。上げるなということは一切考えていません。上げて くれていいんです。それは各企業に任せればいいことです。

労働者側委員

くどいようですが、それはおっしゃる通りです。ただ、ある程 度の最低限のラインというものを労働組合があれば当然賃金は決 められるけども、中小、特に零細で働く人は、企業も苦しいです が、社長に賃金上げてくれと言えないところ、その人でも一定生 活を確保するために、もう少しというか、業種に相応しい賃金水 準がいくらかわかりません。もしかしたら1,050円なのかもしれ ません、ひょっとしたら1,200円なのか、1,000円かもしれませ ん。だけど、地域別最低賃金、いろんな人、全体を見て、繰り返 しになりますが、色々な特殊技術、労働環境があるということで、 一定差をつけるということが、スタートラインですよということ を見せるようにしておかないと、新しく来る人でも、端からはね られるのかと思います。企業が例えば1,060円、1,100円出しま すよ、1,200円出しますよ、これはありだと思うんです。ただ、 それが出来る企業であればいいですが、企業としてそこも特定最 賃一杯いっぱいでないと雇えない企業もゼロじゃないと思うんで す。企業も厳しいんだろうとは思うんですが、そこで働く人のこ とも考えていくことが、経営者として働く人、社員、労働者の生 活を守る社会的責任があると思うんです。そこでは一定の数字を 出していかないといけないと思うんです。

使用者側委員

だから、その金額を私たちが決める必要はないでしょ、ということです。経営者は利益が出るのであれば上げればいいことです。利益が出ないところがあるから、そこまで無理をしてまでもっと上げた金額にしなさいということは、さっきの話の未満率はもっと増えますよ。去年より今年は増えているように。

労働者側委員 そこは適用除外者が増えたんでしょうということですから。

使用者側委員 適用除外者は最初から削除していますから。

労働者側委員 掃除の係とかは入っているんでしょ

使用者側委員 18 歳未満とか適用除外者でしょ、それを外した形で計算していますよね。

労働者側委員

18歳、65歳は全部取っているという話でしょ。掃除で働いている人とか、適用除外の他の項目がありますが、体の不自由な方を雇う時に適用除外か何かになる人も含んでいると。そこはほんとにこうですかということはわからないというのがさっきの話でしたよね。

黒田室長

18歳未満、65歳以上は最初から除いています。

労働者側委員

除いてるんでしょ。そこのなかで、ここにある適用除外者、掃除とか、そこは入っているんでしょ、調査に。これも除いているんですか。

中本指導官

そこも除外しています。

労働者側委員

除外してるんだったら、さっきの話はおかしいじゃないですか。 完全に最賃法に違反しているということですか。話はズレますが。

黒田室長

適用する業種で、一般機械の特定最賃は、産業分類のなかで、 虫食い状態で適用があるので、中には県最賃と勘違いされて支払 いをされている会社がいくらかあるのではないかと予想されると ころです。

使用者側委員

実際、ここで必要性ありとなると、また6%だ、7%だとなる んです。県最賃と同じように。だったら最初から必要性なしで、 好きにしてください、というのが本音です。

公益委員

一般機械の優位性を保つ、上げていくというのは、使用者側の考えとしては、各企業の取組みですればよいということなんですが、 対応出来ない個々の企業はどうなっていくという風に考えていらっしゃるんでしょうか。

使用者側委員

なくなるしかないでしょう。

公益委員

そこは許容した上で、主張されているということですか。

使用者側委員

優位性をもってやりたい、やりたいと言っても、やれない中小・ 零細はたくさんあるんです。そこを敢えて無理をしてまで、一般機 械の最賃を当てはめるというのは無理なんです。 公益委員

最賃も払えないような企業には退室していただくというのは一つ の考え方だと思うんですが、ただ、最賃ではなくて、プラスαの部 分は各企業の努力に委ねるということにしてしまうと、体力のある 会社はもちろん頑張って、いい人を採用できますが、中小はなかな か難しいという状況のなかで、全体として特賃の最低賃金を引上げ ると大変な中小企業はあるとは思うんです。ただ、例えば下請け企 業で、親会社に対して、「最賃がこれだけ上がったんだから、だか ら価格をもっと上げて下さい」というような交渉の材料の一つには なるんじゃないかと思うんです。ただ、「それは自分の努力だ、最 賃関係ない」となると、交渉が弱くなるんじゃないか。そういう意 味では、最低賃金として上げた方が中小企業の人たちはやり易くな る可能性はあるんじゃないかと思うんです。先ほど、確かに、政府 は目安より引上げたら色々手当するからと言いながら、今のところ 何も示してくれていませんが、「最低賃金のために賃金上げました」 というと、色々使える制度がありますよね。そういう制度を使える 可能性も広がると考えると、各企業の努力に委ねるとしてしまうよ りも、最低賃金をみんなでちょっと苦しいけど少し引き上げて、産 業全体として、もうちょっと頑張りましょうとした方がいいのでは ないかと思うんです。

使用者側委員 少しだったらいいですよ。

公益委員

だから、金額は先にある話なので、その時に当然少しなのか、どれくらいなのか、地賃の65円はかなり高いと思うので、そこは交渉できるのかなと思うんです。必要性ありかどうかのところは、あとは各企業に頑張れというのは、ちょっとまだ乱暴かなと思います。

使用者側委員

そうですか。もう、そういう時代じゃないかと私は思います。実際に中小・零細企業の話を聞くと、材料費はどうにかしてくれるけど、人件費について一番に言ってくるのは、「効率性をもっと上げなさい」ということなんです。「効率性を上げて、そこはカバーしてください」ということを言ってくるわけです。「最低賃金上がったから上げて」と言っても、「はい、わかりました。その分上げましょう」というのは、実際なかなか通らないです。

使用者側委員

今、儲かっているのは大企業だけじゃないですか。90%以上は中小・零細です。今年度か、来年度で廃業という企業もあります。中国銀行系の岡山経済研究所が会員企業2,401社にアンケート調査し

たら、上昇コストを全転嫁できている企業は7.3%という記事があ りました。10.8%は全く出来ていないということです。儲かるのは 大企業だけという構造が、ずっと続いてきているんです。 1 次下請 けは原材料費であるとか電気代、人件費を含めて労務費の価格転嫁 の声を上げることが出来ますが、2次下請け、3次下請けの中小零 細、特に零細企業、4次下請けというのもありますから、声を上げ ても1次に届くわけないんです。1次に言うわけではないんです。 納めているのは、2次あるいは3次の下請け会社に納入しているん で、そこに言っても、電気代、原材料費の高騰については、まあ、 何とか認めてもらえますが、労務費については全く、「企業努力で しょ」という話なんです。それがずっと続いて来てるんです。下請 け企業というのはいっぱいありますから、一斉に声を上げれば届く のかもしれませんが、自分のところがそういう声を上げると、干さ れる可能性が大というので、出来ないんです。実際は。理想論はわ かりますが、現実のところを見ていただきたいと思います。支払能 力ということに関して、全くこの場でもほとんど議論されていませ ん。支払能力、ありますよ。大きいところ、中小のなかでも大きい ところは。従業員10人もいないようなところで、なかなか厳しい です。未満率の話がありましたが、詳しく調べたら、どういうとこ ろが基準に達していないかわかるんじゃないですか。こういう議論 をする役目は終わったんじゃないですか。東京が一番最低賃金高い から、そこに追いつけということをしても、若者は時給が高いから 東京に行ってるんじゃないんじゃないですか。誰がみてもわかる話 です。最低賃金を上げれば地元に残る、誰もそんなことを信じてい る人はいませんよ。東京という魔物に取りつかれているから、そこ に集中するんです。しょうがないです。途中で気がついた人がUタ ーンするのか、Iターンするのか、ということではないですか。必 要性はないとは言わないが、限界に来ているというところが、去年 までずっと抵抗していましたが、議論することもどうかと思ってい ます。いくら言っても中小・零細の声は届きません。補助金の話も ありますが、社長が自ら現場に立って働いている会社で、補助金申 請するための書類は誰が作るのかという話です。もうほとんどコン サルにお願いしていますよ。あれもコンサルを儲けさせるための施 策としか思えません。自分で出来ません。朝から晩まで油まみれに なって働いている、事務員がいればいいですが、事務員と言っても 奥さんです。あとはパートの職員ですが出来ません。

労働者側委員 一点、よろしいですか。

中小としては非常に苦しいような、今の物価の上昇の局面とだ

とは思うんですが、昨年特定最賃も上がってきたなかで、もう少しで地賃に飲み込まれるという水準まで来ています。物価上昇の局面で、労働組合として春闘を取り組むなかで、今回、審議する必要なしとなった場合には地賃での対応、ほぼ近い状態になります。実際、今、働かれている方については、一切の賃上げがなされないという形になると思うんです。実質、ここで上げていかないと。金額の水準としては、今後の論議が必要かと思いますが、必要性ということについては、必要だと思います。水準は別にして。企業努力についても大小それぞれ、余力についても違いますから、そこについては今、この場でどうこういうつもりはありませんが、必要性としては、製造業として、一般機械として少しでも地賃を上回ること、最終的には飲み込まれることが、もしかしたらあるかもしれません。今の段階では必要なのではないかと思っています。

労働者側委員

先ほどの3次下請け、4次下請けになったら、なかなか価格 転嫁ができない、大企業ばかりが儲かっているというのは事実 だと思います。3次、4次が1次なり元請けのところに直接と いうのは難しいとは思います。だけど、まず4次の人は3次に、 3次の人は2次にと、下からずっと声を全部が上げていかない と、いつまでも今の資本系列で上だけが儲かるという体質は、 日本はもともとそうですから。そこも変えていかないといけな い部分だと思います。何か言うと干されるから諦めるわと言わ れると、そこで働いている人はやるせないと思うんです。最賃 が上がって、そこに合わせていたら会社がもたないというとこ ろは退室してくれと使側の委員も言われましたが、同じ考えで す。例えば、ずっと地賃で働いている人も、そこでずっと働い て生活の向上がないわけで、ただ、せっかくお世話になってる からここで頑張ろうと皆さん思って働いていると思うんです。 そこで上げてもらえなかったら、その人の生活というのはどん どん落ちてくるわけです。そこは会社なしにしたらいいんじゃ ないかと言うんですが、使側の言うように、出来るところに集 約というのは一定必要かなとは思いますが、厳しくても何とか 賃金上げていこう、1円でも、10円でも上げていこうという気 持ちを経営者の方にもっていただきたいところも大いにありま す。

使用者側委員

これからも発展させていこうという社長は、最低賃金より高い給料を払っています。賃金も上げていっています。だから、

そこに任せればいいんじゃないですかというのが我々の主張です。

労働者側委員

それは、数年後はそれでいいと思います。いいかもしれません、 もしかしたら。

労働者側委員

言い方悪いですが、発展させん、とにかくという社長もいらっ しゃると思うんです。そこで働いている人はどうなるんですか。

使用者側委員

そういうところは、おっしゃったように潰れていくだけですから。淘汰されるのを覚悟の上でそうしているんだから、従業員の方も有効求人倍率がずっと高いんですから、転職されればいいだけの話です。でも、そうなったら困るから、中小・零細の社長さん方も頑張って、少しでも従業員を引き留めなきゃいけない、最低賃金も払えなかったら当然パートも雇えないじゃないですか。そういう努力はしてるんです。してるんだから、それは各社に任せればいいんじゃないですか、というのがこちらの意見です。淘汰されるんならしょうがないです。それは自業自得というか。

労働者側委員

であれば、別に最低賃金を上げてもいいんじゃないですか。

使用者側委員

だから、一定の基準を決める必要はないんじゃないですか。

労働者側委員

そういうことを言うんだったら、一定の基準はあった方が分かりやすいんじゃないですか。

使用者側委員

それは各社の判断、100円上げるところもあれば、今年は50円ね、というところもあるでしょう。そこを一律に岡山県内全部これですよ、まさに岡山市の給料と、県北のある地域の給料と一緒じゃないですか。あり得ないですよ、はっきり言って。物価も違うだろうし。役割自体がもう終えているんではないか。

労働者側委員

役割を終えているとは思わないです。やっぱり、仕事の中身であるとかと言う部分があると、普通の地賃、いろんな仕事のなかで、じゃあ同じ賃金で製造業のなかで、それが労働の対価になっているのかということを考えると、役割を終えたとは私は考えにくいかなという思いはあります。

佐藤部会長

議論を尽くしていただいたところですけれど、基本的には労側 の方は必要性あり。一応確認しますが、使用者側は必要性なしで主 張されるということですか。先ほどの発言のなかで、「今の制度は限界があるけど」、という話もありましたが、今日の話は必要性の有無についての協議ですから、必要性なしということの主張をされるということでよろしいでしょうか。確認です。今日の結論として。

使用者側委員 はい。

佐藤部会長

根拠を整理すると、基本的にはこの特定最賃の役割は終わっていること、労側が主張する優位性、職場の環境が過酷とかということも含めて、優位性というのは各企業の努力によってやるべきだという主張から、必要性はないということ、この2点の整理ということでよろしいでしょうか。

使用者側委員はい。

佐藤部会長

今後の話のときに、必要性なしの根拠を明確にしておく必要が ありますので、確認させていただいたということです。

労側は必要性ありということですが、基本的にはかなり議論していただきましたが、意見は一致しなかった場合ということになります。整理しておりますが、補足ございますでしょうか。

佐藤部会長

今回、かなり議論も活発にしていただきました。選択肢としましては、本日の審議を継続するか、あるいは、2回目に持ち越すかということですが、かなり審議を活発にしていただきましたので、やはり2回目に持ち越すことはいかがでしょうか。

使用者側委員 持ち越しますか。次回、労使ということも

佐藤部会長この場で労使協議ということもありますが。

使用者側委員とりあえずは一回、今日は。

労働者側委員

怒られるかもしれませんが、賃上げは企業努力でやったらいいということになると、それこそ地賃の方も同じことが言えるようになってしまうので、それだけを一般機械のなかで、企業努力でというところも、必要性がないという理由にはならないのではないかということです。

使用者側委員 ひとつは県最賃があるんだから、県最賃を守っていけばいい

わけですよ。それを7業種全部に持ってくることはないんじゃないかと、ここまで近づいてくると。以前だったら労働者が抑えられて、組合が出来たりと。いろいろあるけど、ここまでなってくると、そういうことも必要なくなってくるじゃないですかということが言いたいわけです。反対にそこで縛られてしまうんです。

労働者側委員

繰り返しになるけど、GLラインで最低はこれくらいはいるんですという、今回決めても何が根拠かわからないですけど。

使用者側委員

最低は県最賃ですよ。

労働者側委員

それで働くと、製造業のなかではちょっと辛いでしょというところです。

使用者側委員

それだったら、いいところに行けばいいでしょ。昔だったら、会社もそうだけど、一回会社に入ると終身雇用じゃないけど、ずっとそうしてきたわけです。今は実際、企業もそうじゃなくなってきてるんです。一年ほどいて、違う会社で給料がよければ替わるという世界です、今は。一回入って我慢して、ずっとその会社で一生やりますというのは本当になくなりました。そういうことも考える必要があるんじゃないかということです。

使用者側委員

とりあえず、一回持ち帰ります。

労働者側委員

お願いします。

佐藤部会長

活発な議論をいただき、ありがとうございました。

本日はこれ以上の進展が見込まれませんので、これを持ちまして、本日の必要性の審議は終わります。

確認させていただきましたが、必要性あり、必要性なしの根拠を整理していただきたいと思います。双方の言い分は理解したと思いますが、「この2点です」のような形にしていただくと、お互いの主張がさらに明確になるかと。要するに、必要性ありの根拠はこの3点です。なしの根拠はこの何点ですという形に整理していただくと、よりスムースかと思います。

今日の結論としましては、これ以上の進展は見込まれませんの で必要性の審議を終わり、持ち越しとさせていただきたいと思い ます。 それでは、今後の審議日程について、事務局より説明をお願い します。

黒田室長

次回の専門部会は、令和7年10月1日(水)10時からを予定しています。開催場所は、3階労働局会議室となります。お忙しい中、よろしくお願いいたします。

佐藤部会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、今後の審議日程に つきましても、委員のみなさんの格段のご協力をよろしくお願 いします。

佐藤部会長

次に付議事項(6) その他ですが、事務局から何かあります でしょうか。

黒田室長

本日の第1回特定最低賃金専門部会は公開として開催しておりますので議事録を作成し、これを公開します。第2回以降の専門部会につきましても、今年度より、公労使三者が揃う全体会議は公開となりますので、第1回目と同様に議事録を作成し、公開するということになります。

佐藤部会長

議事録の取り扱いについてはそのようにお願いします。

佐藤部会長

委員の皆さん、何かございませんか。よろしいでしょうか。 それでは、本日はこれをもちまして第1回岡山県一般機械器 具製造業最低賃金専門部会を終わります。

次回は、出来れば結論を得たいと考えておりますので、各委 員の皆様のご協力をお願いします。

本日は、ご苦労様でした。